

みなと みた

2025 **1**
No.167

一般社団法人 三田労働基準協会報

CONTENTS

新年のご挨拶 ● 2

(一社)三田労働基準協会 会長 松岡茂喜 / 三田労働基準監督 署長 河村直子

労働行政ニュース ● 3~10

「私の安全衛生宣言コンクール Safe Work TOKYO 2024」表彰式開催 / 積雪や凍結による転倒災害を防ぎましょう / 「化学物質管理強調月間」(2月)を初めて実施します / 令和5年度 石綿による疾病に関する労災保険給付などの請求・決定状況 / 「特別労働相談受付日」の相談結果 / 令和5年 東京都内の労働基準監督署における定期監督等の実施結果
厚生労働省 / 東京労働局 / 三田労働基準監督署

ハローワークしながわインフォメーション ● 11~12

人材不足にお悩みの企業様へ 職業訓練修了生を採用しませんか?

協会だより ● 13~16

令和6年度 港地区健康と安全推進大会 / 港区中小企業優良従業員表彰式 / 新入会員のご紹介 / 講習会等のご案内 / 東京試験場版 労働安全衛生法に基づく各種免許試験案内

最新の講習会情報メール配信のご案内

当協会の講習会案内を、メールで受け取ることができます。ご活用いただけますようご案内いたします。配信をご希望の方は、下記メールアドレスに、「配信を希望する」旨とともに、①「会社名」②「会社所在地」③「電話及びFAX番号」④「今後も郵送による案内ご希望の有無」、をご記入の上、メールをお送りください。

mitakoshukai@mita-roukikyo.or.jp (講習会用)

*この会報は、当協会のホームページのトップページ右列下にも掲載しております。会報の郵送を希望されない方はご連絡ください。



新年のご挨拶



一般社団法人 三田労働基準協会
会長 松岡 茂喜



三田労働基準監督署
署長 河村 直子

2025年の新春を迎え、謹んでお慶び申し上げます。
会員の皆様ならびに関係者各位におかれましては、旧年中、当協会の業務運営につきまして、格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

昨年を振り返りますと、1月1日に石川県能登地方を震源とする最大震度7の地震が発生し多くの尊い命が犠牲となり、翌日には、羽田空港の滑走路で日本航空の旅客機と海上保安庁の飛行機が衝突炎上する事故が発生するなど、衝撃的な出来事で幕を開け、その後も地震や豪雨による自然災害、そして記録的な猛暑など、地球温暖化の影響を強く感じさせる出来事が続きました。

暗いニュースばかりではなく、パリオリンピック・パラリンピックが開催され、日本人選手の活躍が連日報じられ、MLBの大谷翔平選手がレギュラーシーズン・ワールドシリーズを通じて活躍するなど私たちに希望と感動をもたらし、勇気を与えてくれました。

景気の回復がなかなか進まず物価の高騰が続く中で、内閣総理大臣とアメリカ大統領の交代により、少しずつでも暮らしやすい社会になってくれることを期待いたします。

労働基準行政に目を向けますと、2019年から始まった働き方改革も、関連する法律のほとんどが施行され、昨年4月1日からは、建設事業、自動車運転の業務など猶予されていた時間外労働の上限規制が適用され、裁量労働制の手続きの追加、労働条件明示のルールが変更されました。

また、2023年4月から推進している第14次労働災害防止計画も4月から3年目となり2027年度までの5年の間に、基本目標である死亡災害及び死傷災害の5%以上の減少に向け、労働災害防止対策、メンタルヘルス、健康確保対策などを推進していくこととしております。

当協会では、行政の動向に注視しながら、会員の皆様を始め、地元企業の皆様に必要な情報を提供するとともに、労務関係及び安全衛生関係の講習会を充実し、会員や地域企業の役に立つ事業を行っていくように努めてまいります。

引き続き、東京労働局、三田労働基準監督署、ハローワーク品川を始め関係行政機関の皆様、また、会員の皆様の温かいご支援とご協力をお願い申し上げます。

結びに会員企業の益々のご発展と皆様のご健勝をお祈り申し上げ、新年のご挨拶といたします。

令和7年の新春を迎え、謹んで新年の御挨拶を申し上げます。

三田労働基準協会並びに松岡会長をはじめ会員の皆様には、平素より労働基準行政の推進につきまして、格別のご理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、長きにわたる新型コロナウイルス感染症の影響を乗り越え、経済社会活動の正常化に伴い、当署には過重労働に係る情報や相談が多数寄せられており、過労死等に係る労災請求件数は高水準で推移してきていることから、過労死等を防止するため、働き方改革の推進と相まって、長時間労働による健康障害防止対策をさらに進めていくことが重要です。当署においては、引き続き長時間労働の抑制に向けた監督指導を実施するとともに、特に中小企業や昨年4月から時間外労働の上限規制が適用開始となった建設業及び運輸業等に対して、適切な運用に向けた自主的な取組が促進されるよう、署の労働時間相談・支援班による説明会や個別訪問等の支援を進めているところです。また、東京都最低賃金については、賃上げしやすい環境整備のために、中小企業・小規模事業者の生産性向上等支援のための業務改善助成金等の利用促進に取り組んでまいります。

労働安全衛生については、潜在的な危険性や有害性を洗い出し、事前に的確な安全衛生対策を講ずるリスクアセスメントの実施は労働災害を防止するための非常に有効な手段であり、リスクアセスメントの実施により危険性や有害性についての情報を共有することにより、職場や現場全体としての危険感受性を高める効果も期待できます。リスクアセスメントの実施により、一人一人が無災害であれば、ゼロ災害は必ず達成できますので、ぜひ継続してお取組みいただきますようお願い申し上げます。

また、エイジフレンドリーガイドラインに基づく対策の推進や治療と仕事の両立への支援を進めるとともに、労働保険制度については、引き続き迅速かつ公正な保険給付、労働保険未手続事業一掃対策の推進や労働保険料等の適正徴収に取り組んでまいります。

皆様には引き続き御理解、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

末筆になりましたが、貴協会の益々の御発展と会員の皆様の御健勝、御繁栄を心から祈念申し上げ、新年の御挨拶とさせていただきます。

「私の安全衛生宣言コンクール Safe Work TOKYO 2024」表彰式開催

東京労働局は公益社団法人東京労働基準協会連合会との共催による「私の安全衛生宣言コンクール Safe Work TOKYO 2024」の優秀作品等を決定し、令和6年12月2日に表彰式を開催しました。安全部門、労働衛生部門合わせて615件の応募がありました。

「私の安全衛生宣言コンクール Safe Work TOKYO 2024」受賞者一覧

● 優秀作品賞（4名）

部門	受賞者氏名	宣言	受賞者所属事業場
安全	花岡桃子	ささいなことでも 指さし確認！ その一瞬が防ぐ事故	社会福祉法人 東京老人ホーム
	横山亜希子	うまくやるより安全に 早くやるより確実に 作業手順守って安全作業	株式会社山口工業
労働衛生	秋谷卓希	水分・塩分 補給の徹底！ 皆で声かけ 体調確認！	清水建設株式会社 東京支店春日ビル 建替計画建設所
	渡部正大	過信せず 業務前には 腰痛予防体操をします。	社会福祉法人 東京老人ホーム

● 奨励賞（3名）

部門	受賞者氏名	宣言	受賞者所属事業場
安全	小峰美里	忙しい時こそ 一呼吸 心のゆとりで安全確認・事故防止	帝人エコ・サイエンス 株式会社
労働衛生	伊藤美枝子	もう少し あと少しで オーバーヒート ゆとりをもって クールダウン	株式会社佐藤開発
	奥琢也	化学物質使用時は SDSをまず確認！ 正しい保護具で 防ぐ疾病	西松建設株式会社 関東土木支社

敬称略、部門順（同部門の中では受賞者氏名の50音順）

積雪や凍結による 転倒災害を防ぎましょう

1 気象情報の活用による リスク低減の実施

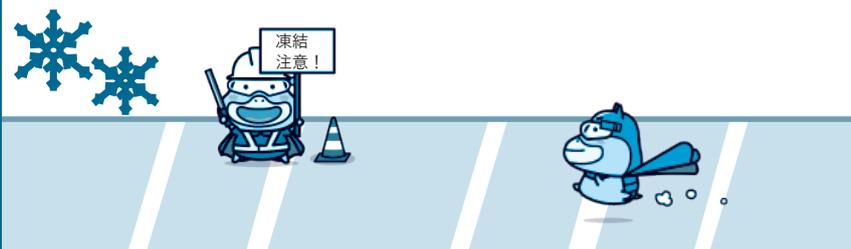
- 大雪、低温に関する気象情報を迅速に把握する**体制の構築**
- 警報・注意報発令時等の**対応マニュアルの作成**、関係者への**周知**
- 気象状況に応じた**出張、作業計画等の見直し**

2 通路、作業場所の凍結等 による危険防止の徹底

- 屋外通路や駐車場における**除雪、融雪剤の散布**による安全通路の確保
- 事務所への入室時における**靴裏の雪、水分の除去**、凍結のおそれのある**屋内の通路、作業場**への温風機の設置等による**凍結防止策の実施**
- 屋外通路や駐車場における転倒災害のリスクに応じた**「危険マップ」の作成**、関係者への**周知**
- 凍結した路面、除雪機械通過後の路面等における**荷物の運搬方法、作業方法の見直し**
- 凍結した路面や凍結のおそれがある場所（屋外通路や駐車場等）における転倒防止のための**滑りにくい靴**の着用の勧奨

3 働く高齢者の特性に配慮 した転倒災害防止対策

- エイジフレンドリーガイドラインに基づき、**働く高齢者の特性に配慮した対策**を実施



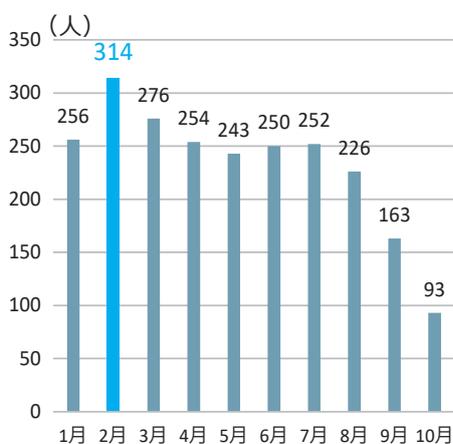
東京労働局 労働基準監督署

～トップが発信！ みんなで宣言 一人一人が「安全・安心」～

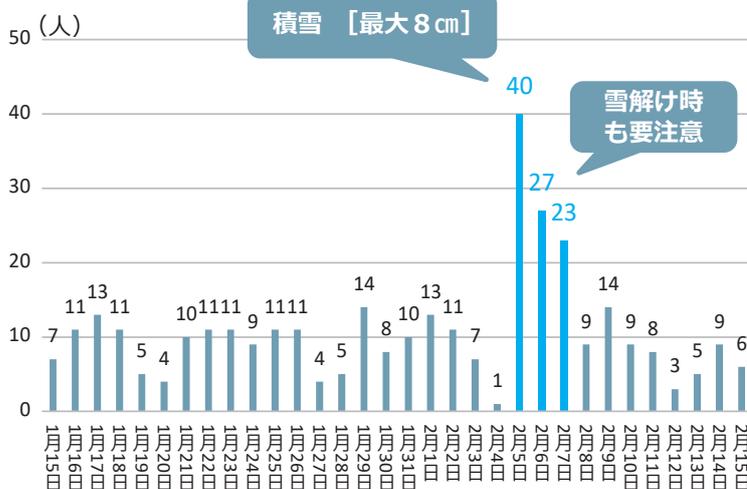


都内の積雪・凍結による転倒災害の発生状況

□ 令和6年2月5日から6日にかけて関東甲信地方の広い範囲で大雪となり、東京都（千代田区北の丸公園）で積雪8cmを記録し、**積雪・凍結**が原因と思われる**転倒災害が大幅に増加**しました。



令和6年 月別転倒災害発生状況 (東京、休業4日以上)



令和6年(1月~2月) 日別転倒災害発生状況 (東京、休業4日以上)

出典：労働者死傷病報告（東京、休業4日以上、10月末日現在）

- 令和6年（10月末日現在）の転倒災害は、**2月が最も多く、積雪のあった2月5日は1年で最も多い日**に、次いで2月6日、2月7日の順に多くなっています。
- **雪が解け始めたら、路面凍結の可能性が高く、屋外の移動・作業は、特に注意が必要です。**

エイジフレンドリーガイドライン



□ 働く高齢者の特性に配慮した安全な職場を目指しましょう

- 1 安全衛生管理体制の確立**
 - ・経営トップによる方針表明と体制整備
 - ・高齢労働者の労働災害防止のためのリスクアセスメントの実施
- 2 職場環境の改善**
 - ・身体機能の低下を補う設備・装置の導入（主としてハード面の対策）
 - ・高齢労働者の特性を考慮した作業管理（主としてソフト面の対策）
- 3 高齢労働者の健康や体力の状況の把握**
 - ・健康状況の把握
 - ・体力の状況の把握
- 4 高齢労働者の健康や体力の状況に応じた対応**
 - ・個々の高齢労働者の健康や体力の状況を踏まえた対応
 - ・心身両面にわたる健康保持増進措置
- 5 安全衛生教育**
 - ・高齢労働者、管理監督者等に対する教育



転びの予防 体力チェック

→

□ □ チェック

→

転倒等リスク評価セルフチェック票

→

その他の転倒災害防止対策

労働者の転倒災害（業務中の転倒による重傷）を防止しましょう

「基本」版 「中高年齢の女性を中心に」版

→

→

転倒や怪我をしにくい身体づくり

いきいき健康体操 目のセルフチェックと眼科検診の受診

→

→

東京労働局公式

こちらからフォローしてください!

たしかめたん

東京労働局 労働基準監督署

～トップが発信！ みんなで宣言 一人一人が「安全・安心」～



「化学物質管理強調月間」 (2月)を初めて実施します

厚生労働省は令和7年2月1日から2月28日までの1か月間、「化学物質管理強調月間」を実施します。

職場において製造または取り扱われる化学物質は、数万程度存在すると言われています。そのうち、危険性・有害性を有する化学物質は約2,900程度あることがわかっています。厚生労働省では、化学物質による労働災害を防止するため、労働安全衛生法に基づく新たな化学物質規制を導入し、本年4月から施行しています。

「化学物質管理強調月間」は、職場における危険・有害な化学物質管理の重要性に関する意識の高揚を広く一般に図るとともに、化学物質管理活動の定着を図ることを目的としたもので、毎年2月に実施することとしており、今年度が初めてとなります。

化学物質管理強調月間のスローガンを定め、実施要綱に基づき、化学物質管理強調月間を実施します。

令和6年度化学物質管理強調月間実施要綱

1. 趣 旨

国内で輸入、製造、使用されている化学物質は数万種類にのぼり、その中には、危険性や有害性が不明な物質が多く含まれる。また、化学物質による休業4日以上労働災害（がん等の遅発性疾病を除く。）のうち、特定化学物質障害予防規則（昭和47年労働省令第39号）等の特別規則による規制の対象となっていない物質に起因するものが多数を占めている。

これらを踏まえ、特別規則による規制の対象となっていない物質への対策の強化を主眼とし、国によるばく露の上限となる基準等の制定、危険性・有害性に関する情報の伝達の仕組みの整備・拡充を前提として、事業者が、危険性・有害性の情報に基づくリスクアセスメントの結果に基づき、国の定める基準等の範囲内で、ばく露防止のために講ずべき措置を適切に実施する制度を導入したところである。

こうした規制の対象となる化学物質（リスクアセスメント対象物）は順次拡大され、令和8年4月から約2,900物質が規制対象となるが、これに伴い、対策を講ずべき事業場の範囲が、従来の製造業中心から第三次産業を含めた幅広い業種に大幅に拡大する。また、業種・規模に関わらず、リスクアセスメント対象物を製造、取扱い等を行う全ての事業場において、化学物質管理者を選任し、化学物質を管理させる必要があり、化学物質管理の知見が十分でない第三次産業の事業場や中小零細事業場に対しても、新たな化学物質規制を広く浸透させる取組が重要となる。

また、国際的には、「化学物質に関するグローバル枠組み（GFC）—化学物質や廃棄物の有害な影響か

ら解放された世界へ」(第5回国際化学物質管理会議採択)において、多様な分野(環境、経済、社会、保健、農業、労働等)における多様な主体(政府、政府間組織、市民社会、産業界、学術界等)によるライフサイクル(製造から製品への使用等を経て廃棄まで)を通じた化学物質管理が求められていることから、国内の化学物質管理において関係省庁が連携し相乗効果を高めていくことが必要である。

このような背景を踏まえ、厚生労働省は、経済産業省、環境省等の関係行政機関、災害防止団体等安全衛生関係団体、労働団体や事業者団体等の幅広い協力を得て、令和6年度化学物質管理強調月間を、以下のスローガンの下で展開することにより、広く一般に職場における危険・有害な化学物質管理の重要性に関する意識の高揚を図るとともに、化学物質管理活動の定着を図ることとする。

正しく理解 正しく管理 化学物質と向き合おう

2. 期 間

2月1日から2月28日までとする。

3. 実施体制

- (1) 主唱者 厚生労働省、中央労働災害防止協会
- (2)~(4) (略)
- (5) 実施者 各事業者

4. 実施事項

- (1) 主唱者・協力連携者・協賛者
 - (ア) 化学物質管理に係る啓発
 - (イ) 化学物質に関する説明会等の開催
 - (ウ) 「化学物質と環境に関する政策対話」等の実施による情報共有及び意思疎通
 - (エ) 化学物質アドバイザー等を活用した普及啓発
 - (オ) 化学物質管理に係る広報資料等の作成、配布
 - (カ) 雑誌等を通じた広報
 - (キ) 事業者の実施事項についての指導援助
 - (ク) その他「化学物質管理強調月間」にふさわしい行事等の実施
 - (ケ) (ア)~(ク)の事項を実施するため、協力者に対し、支援、協力の依頼
- (2) 実施者
 - (ア) 製造し、又は取り扱っている化学物質の把握及び、化学物質の安全データシート(以下「SDS」という。)等による危険有害性等の確認
 - (イ) 特定化学物質障害予防規則等の特別規則、石綿障害予防規則の遵守の徹底
 - (ウ) ラベル表示・SDS交付、リスクアセスメントの実施等
 - (エ) 化学物質管理者の選任状況の確認
 - (オ) 日常の化学物質管理の総点検
 - (カ) 事業者又は化学物質管理者による職場巡視
 - (キ) スローガン等の掲示
 - (ク) 有害物の漏えい事故、酸素欠乏症等による事故等緊急時の災害を想定した実地訓練等の実施
 - (ケ) 化学物質管理に関する講習会・見学会等の開催、作文・写真・標語等の掲示、その他化学物質管理への意識高揚のための行事等の実施

令和5年度 石綿による疾病に関する 労災保険給付などの請求・決定状況

厚生労働省は、令和5年度の「石綿による疾病に関する労災保険給付などの請求・決定状況」の確定値を取りまとめ公表しました。

石綿による疾病で、療養や休業を必要とする労働者や死亡した労働者のご遺族は、疾病発症が仕事によるものと認められた場合、「労働者災害補償保険法」に基づく給付の対象となります。「労災保険給付」の令和5年度の請求件数（肺がん、中皮腫、良性石綿胸水、びまん性胸膜肥厚）は1,305件（前年度比56件減、4.1%減）、支給決定件数は1,170件（前年度比91件増、8.4%増）で、請求件数は昨年度と比べやや減少、支給決定件数は昨年度と比べやや増加しました。

また、石綿による疾病で死亡した労働者のご遺族で、時効（5年）によって労災保険の遺族補償給付を受ける権利が消滅した人については、「石綿による健康被害の救済に関する法律」に基づき、疾病発症が仕事によるものと認められた場合、「特別遺族給付金」が支給される仕組みとなっています。「特別遺族給付金」の令和5年度の請求件数は317件（前年度比185件増、140.2%増）で、支給決定件数は159件（前年度比11件減、6.5%減）でした。

労災保険法に基づく保険給付の石綿による疾病別請求・決定状況（過去5年度分） (件)

区分		年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
肺がん	請求件数		443	408	527	566	535
	決定件数		420	385	403	510	530
	うち支給決定件数（認定率）		375 (89.3%)	340 (88.3%)	348 (86.4%)	418 (82.0%)	433 (81.7%)
中皮腫	請求件数		677	615	658	696	664
	決定件数		662	633	601	616	663
	うち支給決定件数（認定率）		641 (96.8%)	607 (95.9%)	579 (96.3%)	597 (96.9%)	642 (96.8%)
良性石綿胸水	請求件数		28	20	33	22	34
	決定件数		29	22	24	19	23
	うち支給決定件数（認定率）		27 (93.1%)	22 (100.0%)	22 (91.7%)	18 (94.7%)	22 (95.7%)
びまん性胸膜肥厚	請求件数		56	42	60	77	72
	決定件数		61	56	72	57	92
	うち支給決定件数（認定率）		50 (82.0%)	47 (83.9%)	63 (87.5%)	46 (80.7%)	73 (79.3%)
計	請求件数		1,204	1,085	1,278	1,361	1,305
	決定件数		1,172	1,096	1,100	1,202	1,308
	うち支給決定件数（認定率）		1,093 (93.3%)	1,016 (92.7%)	1,012 (92.0%)	1,079 (89.8%)	1,170 (89.4%)

「特別労働相談受付日」の相談結果

～「パワハラ」に関する相談が45件（11.5%）で最多～

厚生労働省は、毎年11月を過重労働解消キャンペーン月間と位置づけ、その一環として11月2日（土）に実施した特別労働相談受付日における相談結果を公表しました。

特別労働相談受付日においては「過重労働解消相談ダイヤル」及び「労働条件相談ほっとライン・SNS（LINE）」で労働相談を受け合計で390件の相談が寄せられました。労働相談では、「相談者に労働基準法や関係法令の規定、解釈について説明」、「違法性が疑われる事業場の情報について情報提供として受理」、「相談内容に応じ、他の行政機関等を紹介」などの対応を行いました。

【相談結果の概要】

相談件数 合計390件			
■主な相談内容		■主な相談者の属性	
パワハラ	45件（11.5%）	労働者	319件（81.8%）
賃金不払（賃金不払残業除く）	40件（10.3%）	労働者の家族	26件（6.7%）
賃金不払残業	32件（8.2%）	その他	45件（11.5%）
休日・休暇	31件（7.9%）	■主な事業場の業種	
長時間労働・過重労働	30件（7.7%）	保健衛生業	54件（13.8%）
		商業	41件（10.5%）
		その他の事業	41件（10.5%）

【相談事例】

▶長時間労働、賃金不払残業、休日・休暇、賃金不払

運輸交通業【労働者】

- ・トラックの運転手をしているのだが、労働時間が長く、1日20時間働く日もある。
- ・勝手に公休日に年次有給休暇をあてられる。自分が年次有給休暇を何日取得できるのか知らされていない。
- ・休日出勤をしても、割増賃金が支払われない。
- ・賃金から親睦会費が控除されているが、毎月金額が異なっており、基本給の額も毎月異なっている。労働条件通知書などはもらっていない。

▶長時間労働

建設業【労働者の家族】

- ・息子が9：00から23：30くらいまで働いている。土曜日でも出勤している。
- ・フレックスタイム制を採用しているとのことだが、月の残業時間が100時間を超えており、息子は体調も悪そうにしている。

▶長時間労働、賃金不払残業

その他の事業【労働者】

- ・最大月100時間を超える時間外労働がある。しかも、36協定の上限時間が70時間なので、これを超えても70時間分しか残業手当が支払われない。
- ・労働時間はPCのログイン・ログアウトで記録されるが、後から労働時間が短くなるように管理職が勝手に修正している。

令和5年 東京都内の労働基準監督署における 定期監督等の実施結果

68.0%の事業場に法違反の改善指導を実施

東京労働局は、令和5年に管内の18労働基準監督署（支署）が実施した定期監督等（※）の結果について、取りまとめ公表しました。

●定期監督等の実施結果のポイント

1 定期監督等の実施事業場数： 14,883事業場

このうち、10,119事業場（全体の68.0%）で労働基準関係法令違反あり。

2 主な違反内容

- (1) 機械・設備等の危険防止措置に関する安全基準に関する違反があったもの： 3,370事業場（22.6%）
- (2) 違法な時間外労働があったもの： 2,526事業場（17.0%）
- (3) 健康診断の実施に関する違反があったもの： 2,068事業場（13.9%）

労働基準監督署では、労働条件をめぐる問題点を的確に把握しつつ、効果的な定期監督等を実施し、法違反などを確認した場合は是正・改善を指導しています。また、重大・悪質な違反に対しては、送検手続をとるなど厳正に対処します。

※定期監督等とは、各種の情報、労働災害の報告などを契機として、労働基準監督官が事業場に対して実施する調査のことです。その際、労務管理や安全衛生の状況を確認し、法令違反などがあれば是正・改善を指導します。

表1 定期監督等実施事業場数

	定期監督等実施事業場数 (A)	労働基準関係法令違反があった事業場数 (B)	B/A (%)
合計	14,883	10,119	68.0%
製造業	971	753	77.5%
鉱業	1	0	0.0%
建設業	7,846	5,125	65.3%
運輸交通業	358	250	69.8%
貨物取扱業	50	28	56.0%
農林業	13	10	76.9%
商業	1,639	1,151	70.2%
金融広告業	242	142	58.7%
映画・演劇業	92	76	82.6%
通信業	39	21	53.8%
教育研究業	399	295	73.9%
保健衛生業	603	423	70.1%
接客娯楽業	811	649	80.0%
清掃・と畜業	277	209	75.5%
官公署	23	0	0.0%
その他の事業（注）	1,519	987	65.0%

注 「その他の事業」とは、派遣業、警備業、情報処理サービス業等をいう。

表2 主な違反事項別事業場数

①労働基準法違反

労働条件明示（15条）	1,074
賃金不払（23・24条）	417
労働時間（32条）	2,013
休憩（34条）	301
休日（35条）	179
上限規制（36条）	513
割増賃金（37条）	1,693
年次有給休暇（39条）	994
就業規則（89条）	868
賃金台帳（108条）	983

②労働安全衛生法違反

安全衛生管理体制（10～19条（14条を除く））	932
作業主任者（14条）	468
安全基準（20～25条）	3,370
衛生基準（20～25条）	312
特定元方事業者・注文者（30・31条）	1,021
定期自主検査（45条）	184
作業環境測定（65条）	83
健康診断（66条）	2,068

人材不足にお悩みの企業様へ 職業訓練修了生を採用しませんか？



職業訓練とは

ハローワークでは、求職者の方が新たな知識・技術を習得し、再就職につなげるための職業訓練を実施しています。

職業訓練を修了された方は、職務経験は未経験ですが専門的な**知識・技能**を習得され、『**即戦力**』として就職することを期待された人材です。

企業様

- ◆人材不足に悩んでいる。
- ◆未経験でも学ぶ意欲の高い方を採用したい。
- ◆『即戦力』を採用したい。

職業訓練修了生

- ◆国や都から認定された教育訓練機関で受講。
- ◆『即戦力』としてスキルや知識を習得。



どんな訓練があるの？

事務系／情報・IT系／デザイン系／電気系／施設管理・清掃系／介護・保育・生活間連／建築系／機械系・・・等

企業様の人材ニーズに応える、様々な訓練コースがあります。

裏面に一例を掲載

積極的な採用をご検討の企業様は、
お気軽に窓口へご相談ください。

ハローワーク品川
事業所第一部門

TEL
窓口受付
電話受付

03-5418-7301

平日8：30～16：00
平日8：30～17：15

職業訓練修了生はこんな仕事で活躍中！

事務系

総務事務員／経理事務員／会計事務員（税理士補助）／医療事務員／調剤事務員／不動産会社の事務員・・・等

情報・IT系

プログラマー／システムエンジニア／Webエンジニア／ネットワークエンジニア／ゲーム・アプリクリエイター／情報システム担当・・・等

デザイン系

Webデザイナー／グラフィックデザイナー／DTPオペレーター／広告美術（広告制作・デザイン・ディスプレイ）／Web動画クリエイター・・・等

電気系

電気工事士（配線工事・設計・施工管理）／電気整備管理（建物の電気設備の保守・調整・管理・点検）・・・等

設備管理・清掃系

ビルメンテナンス／マンション管理／施設警備／ビルクリーニング・・・等

介護・保育・生活関連系

施設介護職／訪問介護職／保育士／調理師／栄養士／生活サポート（家事代行）・・・等

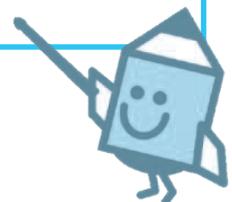
建築系

建築CAD／建築設備士／測量士／内・外装工／給排水・空調機の設置・調整・保守・施工管理／マンション・住宅リフォーム／造園土木施工／庭園施工管理／塗装・・・等

機械系

機械加工／精密加工（金属製品・自動車部品・半導体）／自動機械・制御機械・電子機械製造業／自動車整備／3DCAD／溶接／デジタルクラフト・・・等

その他、不動産関係（宅建）／旅行業／日本語教師／ネイリスト／エステティシャン／フラワーデザイナー・・・等
様々な専門分野で、職業訓練修了生が活躍しています。



令和6年度 港地区健康と安全推進大会

令和6年11月12日（火）、港区芝5-35-3ハローワーク品川4階、5階において、「令和6年度港地区健康と安全推進大会」が実施されました。当日は天候もよく180名を超える来場者が訪れ、令和3年度以降低迷していた来場者数が大幅に増加いたしました。

第1会場は、第1部として三田労働基準監督署河村直子署長の開会の挨拶、港区役所副区長野澤靖弘様の来賓挨拶に続き、三田労働基準監督署長表彰式が行われ安全衛生活動に実績を上げた3名の方が表彰されました。当協会では理事を長年務めた日本電気株式会社の辻高志様が個人賞を受賞されました。

第2部においては、港区防災危機管理室井上茂防災課長様から「港区の防災対策と企業に期待する役割」と題して大規模地震発生に伴う帰宅困難者対策について企業の役割等の説明が行われたあと、気象庁東京管区気象台気象防災部地域防災課中村理恵地球温暖化情報官様の特別講演「地球温暖化と将来」が行われ、地球温暖化による気候変動の影響、熱中症に関する注意喚起等の解説に参加者が熱心に耳を傾ける姿が見られました。

第2会場では、一般社団法人労働保険協会による骨密度測定、第3・4会場ではみなと保健所、港区医師会・港地域産業保健センターによる健康相談及び体組成測定が行われ、延べ130名の方が利用されました。

多くの団体の皆様のご協力をもちまして、大会は成功裏に終了しました。

三田労働基準監督署長表彰 個人賞受賞者

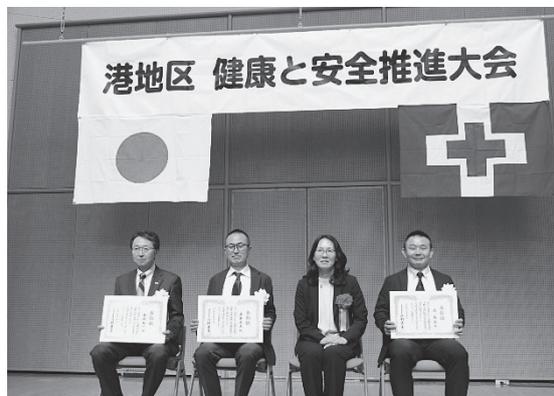
高取 亮太 陸上貨物運送事業労働災害防止協会東京都支部会港支部 副支部長

辻 高志 一般社団法人三田労働基準協会 理事

西堀 裕一 建設業労働災害防止協会 東京支部安全指導者



主催者代表河村署長挨拶



受賞者の皆様



特別講演を行う中村理恵先生



特別講演風景



骨密度測定



体組成測定

港区中小企業優良従業員表彰式

さる2024年11月12日、令和6年度「港区中小企業優良従業員表彰式」が札の辻スクエアで行われ、当会推薦の会員事業場から次の3名の方が表彰されました。

株式会社サルーテ	押 木 義 孝 様
株式会社芝浦ホールディングス	福 田 信 就 様
日工建設株式会社	森 野 茜 様

この表彰は「中小企業の発展に貢献した成績優秀な従業員を表彰し、その功績をたたえることにより勤労意欲の増進を図り後進の模範とし、中小企業の発展と港区の産業振興に資すること」を目的として昭和36年から続いているものです。

式典は港区産業団体連合会会長井口修一審査委員長の開会挨拶後、清家愛区長から27名の優良従業員の皆さんに一人ずつ表彰状が授与されました。

受賞者全員の記念写真撮影後に懇親会が行われ、受賞者代表の方々から今後も業務に邁進し会社の発展に尽くしますとのスピーチがあり、港区職員、審査委員、受賞者らが歓談し、和やかな時間が過ぎてゆきました。

(表彰審査委員：三田労働基準協会 宮崎記)

清家区長と受賞者で記念撮影



(株)サルーテ
押木義孝様



(株)芝浦ホールディングス
福田信就様



日工建設(株)
森野茜様

〈新入会員のご紹介〉

前号以降にご入会された会員の皆様です。よろしくお願いいたします。

事業場名	所在地	業種
中央建設(株)	港区芝2-1-30	建設業
(株)西原衛生工業所 首都圏本店	港区三田3-5-27	建設業
野村不動産パートナーズ(株) 浜松町本社事業場	港区芝浦1-1-1	不動産管理業

講習会等のご案内

企画中の講習会からご紹介します。

協会企画講習会 (お申込の状況により中止とさせて頂く場合がございます)

(1) 資格関係

◎ **有料** 衛生管理者受験準備講習会 (第5回) 2月26日(水)～28日(金)

衛生管理者試験を受験する方のための受験準備講習会です。実務経験豊富な講師(労働衛生コンサルタント)が、重要ポイントの説明や公開過去問の解説など懇切丁寧に指導します。資格者の養成、人事異動等に備えての有資格者の補充、労働者のスキルアップにご利用下さい。

◎ **有料** 衛生推進者養成講習 (第3回) 3月11日(火)

常時10人～49人の労働者を使用する非工業的業種の事業場では、労働安全衛生法第12条の2により、一定の実務経験者等から「衛生推進者」を選任し、労働衛生に係る業務を担当させなければなりません。

◎ **有料** 新入者等安全衛生教育担当者の研修会 3月13日(木)

新入社員に教育を行なう方々を対象に、教育を行なう専門知識・教育の方法等について研修会を開催致します。

(2) 労務管理関係

◎ **有料** 昨今強化されている労働行政の施策の特徴と対応ポイント 2月6日(木)

労働基準監督署と雇用環境・均等部(室)の連携施策(同一労働・同一賃金等)については、令和7年度も継承されると思われます。労基署、雇用環境・均等部(室)それぞれの対応に当たっての留意事項等、労基署や雇用環境・均等部(室)の調査例やその対応方法を示し、どこに気をつけなければならないか、どのように対応すべきかを解説します。労働安全衛生法違反の送検事例から見て、今、企業の安全衛生管理について何が問題となっていて、どう対応すべきかを解説します。

◎ **有料** 法改正セミナー 2月6日(木)

労働・社会保険関係法令の改正をチェックしましょう。

◎ **有料** 年度替わり時期に必要な労働関係手続きを学ぶ 2月19日(水)

年度替わりは人事異動の時期であり、また、労働基準法等に定める各種手続の更新・実施の時期でもあります。36協定の届出はもとより、育児・介護休業法など各法律改正に伴う就業規則の変更、人事異動による資格者の選任届などが必要になります。3～4月に集中する労働関係の手続などを法改正に対応して専門家が解説します。

◎ **有料** パワハラ事案への行政対応と裁判実務 2月21日(金)

いつ、どこで起こるか分からないパワハラ事案への対応について、8月に発刊された「社労士・人事担当者のためのパワハラ・精神障害労災認定調査と労働局・労基署対応実務」(労働新聞社)を使用し、弁護士森井利和氏と特定社会保険労務士の森井博子氏が解説します。

◎ **有料** 36協定集中講座 3月12日(水)

残業時間の上限は、月45時間、かつ、年360時間が原則です。労働基準監督署に36協定書を提出するに当たり留意すべき事項を、ベテラン講師が分かりやすく解説します。

※詳しくは当協会HPをご覧ください。(開催の有無、日時・会場の変更について、当協会HPに随時掲載いたしますのでご確認をお願いします。)

令和7年度

東京試験場版

労働安全衛生法に基づく

各種免許試験案内



試験協会シンボルマーク

公益財団法人 安全衛生技術試験協会

関東安全衛生技術センター 東京試験場

所在地；〒105-0022 東京都港区海岸1-11-1 ニューピア竹芝ノースタワー21F

TEL 03-6432-0461

FAX 03-6432-4717

関東安全衛生技術センター東京試験場で行う免許試験(学科)の日程は、下表のとおりです。

免許試験日程表

各試験日の申込状況は、東京試験場ホームページ「センター試験申込状況」をご確認ください。

免許試験の種類	学科試験日												※1 試験 開始 時刻	試験 終了 時刻
	令和7年						令和8年							
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
特級ボイラー技士							23						10:00	16:10
一級ボイラー技士			5				5					13	12:30	16:30
二級ボイラー技士	10	27	13	24	6	26	16	12	11	13	3	6	13:30	16:30
★クレーン・デリック運転士 (限定なし) (クレーン限定)		16					10		6				13:30	16:00
第一種衛生管理者	4	9	1	2	1	2	1	4	1	9	1	1	13:30	16:30
第二種衛生管理者	8	12	10	4	5	4	6	7	3	16	5	9		
	9	13	11	7	7	8	7	11	6	19	6	10		
	14	15	16	11	15	9	15	13	9	20	9	11		
	16	19	17	15	18	17	17	17	12	22	12	16		
	22	21	19	18	25	19	24	18	16	26	18	18		
	24	26	25	25	27	24	27	20	17	30	24	19		
		29	27	29	28	28	28	25	19		25			
		30	30	30			30	26			26			
エックス線作業主任者		20		9		18		21		21		4	12:30	16:30
潜水士	15		4	17		25			15		13		12:30	16:30

※1 東京試験場では、「特級ボイラー技士」免許試験を除き、原則として午前10時から試験室に入室することができますが、試験前に試験説明を行いますので、試験開始時刻の15分前までに必ず入室してください。

- (注) ① 青字の日(6/1、9/28、12/6、2/1、3/1)は、休日に試験を行います。受験申請書の窓口受付は行いません。
 ② ★印の試験は、学科試験合格後(学科試験のおおよそ1か月後)に関東安全衛生技術センター(千葉県市原市)で実技試験を行います。
 ③ 受験資格は、免許試験ごとに異なりますので、詳細は、「免許試験受験申請書とその作り方」(冊子)又はホームページをご覧ください。
 ④ 障がいのある方で、受験に際し配慮を希望される方は、受験申請書を提出する前に、東京試験場にご相談ください。

試験科目、受験資格等の情報は、
ホームページをご覧ください。

関東安全衛生技術センター東京試験場ホームページ
<https://www.tokyo-kanto.exam.or.jp/>

みなとみた 令和7年1月号 令和7年1月15日発行(年6回発行)第29巻第1号通巻第167号

[編集発行] 一般社団法人 三田労働基準協会

[編集協力] 労働調査会

〒108-0014 東京都港区芝4-4-5 三田労働基準協会ビル

〒170-0004 東京都豊島区北大塚2-4-5 調査会ビル

TEL 03-3451-0901 FAX 03-3451-7692

TEL 03-3915-6401 FAX 03-3918-0710

URL <http://www.mita-roukikyo.or.jp>